

再生医療等の安全性の確保等に関する法律案 新旧対照条文 目次

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第九条関係）	1
○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（抄）（附則第十一条関係）	3
○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第十二条関係）	5

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行			
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇七十七（略）</p> <p>七十七の二 特定細胞加工物の製造の許可又は外国における特定細胞加工物の製造の認定</p>	課税標準	税率	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇七十七（略）</p>	課税標準	税率	
	許可件数	一件につき九万円		（新設）	（新設）	（新設）
	<p>（一）再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第号）第三十五条第一項（特定細胞加工物の製造の許可）の特定細胞加工物の製造の許可（更新の許可を除く。）</p> <p>（二）再生医療等の安全性の確保等に関する法律第三十九条第一項（外国における特定細胞加工物の製造の認定）の外国における特定細胞加工物の製造の認定（更新の認定を除く。）</p>	認定件数		一件につき九万円	（新設）	（新設）

七十八ノ百六十
(略)

七十八ノ百六十
(略)

改正案	現行
<p>（資本金）</p> <p>第六条 機構の資本金は、その設立に際し、附則第十二条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額並びに附則第十三条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額のうち第十五条第一項第五号並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる業務（以下「審査等業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものの合計額とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 再生医療等（再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第 号）第二条第一項に規定する再生医療等という。）に関する次に掲げる業務。</p> <p>イ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律第三十八条第一項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の調査を行うこと。</p> <p>ロ イに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 （略）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律第五十三条第一項の規</p>	<p>（資本金）</p> <p>第六条 機構の資本金は、その設立に際し、附則第十二条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額並びに附則第十三条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額のうち第十五条第一項第五号及び同条第二項に掲げる業務（以下「審査等業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものの合計額とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>一 六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p>

定による立入検査及び質問

(区分経理等)

第二十九条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 (略)

三 審査等業務(第十五条第一項第六号及び第七号に掲げる業務を含む。第三十七条第一項において同じ。)

2・3 (略)

(区分経理等)

第二十九条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 (略)

三 審査等業務(第十五条第一項第六号に掲げる業務を含む。第三十七条第一項において同じ。)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（厚生科学審議会） 第八条（略） 一～三（略） 四 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第 号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律（平成十年法律第百十四号）、予防接種法（昭和二十三年法律 第六十八号）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び生活衛 生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定によりその 権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（厚生科学審議会） 第八条（略） 一～三（略） 四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 十年法律第百十四号）、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号 ）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び生活衛生関係営業 の運営の適正化及び振興に関する法律の規定によりその権限に属さ せられた事項を処理すること。</p> <p>2 （略）</p>